

基準に定める員数の6割未満であるもの（医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものに限る。）においては、各類型の介護療養施設サービス費のうち、看護・介護職員の配置に応じた所定単位数から12単位を控除して得た単位数が算定される。

- ⑤ 僻地に所在する病院であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出ていない病院又は僻地以外に所在する病院であって、介護支援専門員及び指定介護療養施設サービスを行う病棟における看護・介護職員の員数については療養型基準に定める員数を満たしているが、医師の員数が療養型基準に定める員数の6割未満であるもの（正看比率は問わない）においては、各類型の介護療養施設サービス費の（Ⅳ）の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。
- ⑥ なお、介護支援専門員については、平成15年3月31日までの経過措置により、看護に係る計画等の作成に関し経験のある看護職員の配置でよいとされていることから、平成15年3月31日までは、介護支援専門員がないことによって、人員基準欠如による所定単位数の減算が行われることはないものであること。

（9）所定単位数を算定するための施設基準について

療養型介護療養施設サービス費、診療所型介護療養施設サービス費、痴呆疾患型介護療養施設サービス費又は介護力強化型介護療養施設サービス費のそれぞれ所定単位数を算定するためには、看護職員及び介護職員の員数が所定の員数以上配置されることのほか、次に掲げる基準を満たす必要があること。

① 療養型介護療養施設サービス費（施設基準第十一号において準用する施設基準第四号ロ）

- イ 看護職員の最少必要数の2割以上が看護婦又は看護師であること。
- ロ 医師及び介護支援専門員の員数が、いわゆる人員基準欠如になっていないこと。
- ハ 療養病棟の病室が、次の基準を満たすこと。
- a 1の病室の病床数が4床以下であること。
 - b 入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートル以上であること。
 - c 隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル（両側に居室がある廊下については、2.7メートル）以上であること。
- ニ 機能訓練室が内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有す

ること。

ホ 入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有する食堂、及び浴室を有すること。

② 診療所型介護療養施設サービス費（施設基準第十一号において準用する施設基準第四号ハ）

イ 療養病室が、次の基準を満たすこと。

a 1の病室の病床数が4床以下であること。

b 入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートル以上であること。

ロ 機能訓練室が内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有すること。

③ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費及び介護力強化型介護療養施設サービス（施設基準第十一号において準用する施設基準第四号ニ及びホ）

イ 看護職員の最少必要数の2割以上が看護婦又は看護師であること。

ロ 医師及び介護支援専門員の員数が、いわゆる人員基準欠如になっていないこと。

(10) 療養環境減算の適用について

① 病院療養型病床群療養環境減算（Ⅰ）の基準

病院療養型病床群療養環境減算（Ⅰ）は、病床転換による療養型病床群に係る病室（以下「転換型病室」という。）であって、隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル（両側に居室がある廊下については、2.7メートル）未満である場合に適用されること（ただし、病院療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）又は（Ⅲ）の適用を受ける場合を除く。）。（施設基準第十二号において準用する施設基準第六号イ）

② 病院療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）の基準

病院療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）は、次のいずれかに該当する場合に適用されること（ただし、病院療養型病床群療養環境減算（Ⅲ）の適用を受ける場合を除く。）。（施設基準第十二号において準用する施設基準第六号ロ）

イ 転換型病室であって、1の病室の病床数が4床を超えているか、又は入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートルに満たないこ

- と。
- ロ 機能訓練室が、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有しないこと。
 - ハ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、しかし、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していること。
 - ニ 医師、看護職員又は介護職員の員数が、療養型基準に定める員数に満たないこと。

③ 病院療養型病床群療養環境減算（Ⅲ）の基準

病院療養型病床群療養環境減算（Ⅲ）は、次のいずれかに該当する場合に適用されること（施設基準第十二号において準用する施設基準第六号ハ）。

- イ 食堂又は浴室を有していないこと。
- ロ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していないこと。

④ 診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅰ）の基準

診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅰ）は、次のいずれかに該当する場合に適用されること（ただし、診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）の適用を受ける場合を除く。）。（施設基準第十三号において準用する施設基準第七号イ）

- イ 病床転換による診療所療養型病床群に係る病室であって、1の病室の病床数が4床を超えているか、又は入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートルに満たないこと。
- ロ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、しかし、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していること。
- ハ 看護職員又は介護職員の員数が、療養型基準に定める員数に満たないこと。

⑤ 診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）の基準

診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）は、次のいずれかに該当する場合に適用されること（施設基準第十三号において準用する施設基準第七号ロ）。

- イ 食堂又は浴室を有していないこと。

ロ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していないこと。

⑥ 特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合

特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合にあつては、当該病室に入院している患者について、病院療養型病床群療養環境減算（Ⅲ）若しくは診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）を適用するものとする。

⑦ 病棟ごとの適用の原則

療養環境減算については、各病棟を単位として評価を行うものであり、設備基準を満たす病棟とそうでない病棟とがある場合には、同一施設であっても異なる療養環境減算の適用を受けることとなること。

(11) 入所者が外泊したときの費用の算定について

7の（4）を準用する。

(12) 療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）の算定要件について

療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）は、平成12年3月31日において6月以上老人医科診療報酬点数表第1章の療養1群入院医療管理料（Ⅳ）、療養2群入院医療管理料（Ⅰ）または老人病棟入院医療管理料（Ⅰ）が算定されていた病棟についてのみ算定できるものであるが、上記の各入院医療管理料の算定期間をあわせて6月以上となっている場合にあつても算定は可能であること。

(13) 初期加算について

7の（5）を準用する。

(14) 退院時指導等加算について

7の（6）（③のイの訪問看護指示書の様式に係る部分を除く。）を準用する。

(15) 特定診療費について

別途通知するところによるものとする。

第3 食費算定表

1 一般的事項

(1) 食事の提供について

食事は、施設介護の一環として提供されるべきものであり、栄養並びに入所者又は入院患者（以下、「入所者等」という。）の心身の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならないこと。

また、入所者等の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

(2) 食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供に関する業務は介護保険施設自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。

(3) 居室、病室関係部門と食事関係部門との連携について

食事提供については、居室、病室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。

(4) 入所者等の栄養所要量について

食事提供は入所者等の栄養所要量について、入所者等の身体的特性に適合した栄養素が確保されるよう、考慮して行われる必要があること。介護療養型医療施設においては「入院時食事療養における一般食を提供している患者の栄養所要量について」（平成12年2月2日健医発第147号厚生省保健医療局長通知）に沿って提供されている必要があること。

また、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設においては、平成12年4月から使用される「第6次改定日本人の栄養所要量－食事摂取基準－」

を踏まえ同様に取扱うこと。

(5) 嗜好への配慮について

調理方法、味付け、盛り付け、配膳等について入所者等の嗜好に配慮した食事が提供されていること。

果物類、菓子類等を適量摂取することは差し支えないこと。

(6) 調理及び配膳に伴う衛生について

調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法規に準じて行わなければならないこと。

なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われなければならないこと。

(7) 入所者等への栄養指導

入所者等へは十分な栄養指導を行う必要があること。

(8) 食事内容の検討について

食事内容については、当該施設の医師又は栄養士（入所定員が40人を超えない介護老人福祉施設であって、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士）を含む会議において検討が加えられなければならないこと。

(9) 書類の整備について

食事の提供に当たっては、検食簿、喫食調査結果、食事せん、献立表、入所者等の入退所（院）簿及び食料品消費日計等の食事関係書類を作成し、その内容につき、記載が行われなければならないこと。

(10) 検食について

医師又は栄養士等による検食が毎食前行われ、その所見が検食簿に記載されなければならないこと。

(11) 入所者年齢構成表等の作成について

入所者年齢構成表、加重平均栄養所要量表及び食品構成表を必要に応じ

て（少なくとも6月に1回）作成していること。

2 基本食事サービス費に係る事項

(1) 管理栄養士について

管理栄養士については、当該施設に常勤で配置されていること。

(2) 適時の食事の提供について

適時の食事の提供に関しては、実際に入所者等に食堂で夕食が配膳される時間が午後6時以降であること。

また、居室又は病室で夕食が配膳される場合においても午後6時以降であること。

(3) 適温の食事の提供について

イ 適温の食事の提供に関しては、食堂に隣接した厨房における調理又は保温庫等の使用によって、食堂において食事が提供されていること。食堂において食事が提供されない場合にあつては、保温・保冷配膳車、保冷配膳車、保温トレイ又は保温食器のいずれかを用いることにより、入所者等全員に適温の食事を提供する体制が整っていること。

なお、厨房内の専用エレベーターが各階の配膳室に直結し配膳室に隣接した食堂に迅速に配膳する体制が採られている場合も食堂における適温の食事の提供とみなされること。

ロ 食堂への移動が困難である等の理由により恒常的に居室又は病室での食事の提供が必要な入所者等に対しては、保温・保冷配膳車、保冷配膳車、保温トレイ又は保温食器のいずれかを用いて食事が提供されていること。なお、入所者等の心身の状況等による一時的な居室又は病室での食事の提供については、この限りでないこと。

ハ 電子レンジ等で一度冷えた食事を温めた場合は含まれないこと。ただし、クックチル、クックフリーズ又は真空調理（真空パック）法により料理を行う過程において急速冷却し、提供する際に再度加熱する場合は、電子レンジ等で一度冷えた食事を温めた場合にはあたらないこと。

ニ 保温食器は名称・材質の如何を問わず、保温機能を有する食器であれば差し支えないこと。

3 特別食の提供に係る事項

(1) 特別食の加算について

特別食の加算については、入所者等の病状等に応じて、主治の医師より入所者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、23号告示に示された特別食が提供された場合に算定すること。なお、当該加算を行う場合は、特別食の献立表が作成されている必要があること。

(2) 加算の対象となる特別食について

加算の対象となる特別食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づいて提供される入所者等の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食（腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食（流動食（経管栄養のための濃厚流動食は除く）は除く）、貧血食、膵臓食、高脂血症食、痛風食）、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食をいうものであること。

(3) 減塩食療法等について

心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはならないこと。

また、腎臓食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量7.0g以下の減塩食をいうこと。

(4) 肝臓食について

肝臓食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄疸食（胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄疸の場合を含む。）等をいうこと。

(5) 胃潰瘍食について

十二指腸潰瘍の場合も胃潰瘍食として取り扱って差し支えないこと。手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としないが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、特別食の加算が認められること。また、クローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所者等に対する低残さ食については、特別食として取り扱って差し支えないこと。

(6) 高度肥満症に対する食事療法について

高度肥満症（肥満度が+70%以上又はBMIが35以上）に対して食事療法を行う場合は、高脂血症食に準じて取り扱うことができること。

(7) 経管栄養のための濃厚流動食について

経管栄養のための濃厚流動食は各栄養素の質的構成に十分考慮が払われているとともに、1グラム（1mlと読み替えてもよい。）につき1キロカロリー程度の熱量を有するものであること。

(8) 特別な場合の検査食について

特別な場合の検査食とは、潜血食をいう他、大腸X線検査・大腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場合は、「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えないこと。

(9) 高脂血症食の対象となる入所者等について

特別食として提供される高脂血症食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態における血清総コレステロール値が220mg/dl以上である者又は血清中性脂肪値が150mg/dl以上である者であること。

(10) 貧血食の対象者となる入所者等について

特別食として提供される貧血食の対象となる入所者等は、血中ヘモグロビン濃度が10g/dl以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者であること。

4 掲示

介護保険施設における食事提供内容については、下記の内容について施設内の見えやすいところに掲示するものとする。また、入所者等に対してパンフレット等でもわかりやすく説明すること。

(1) 基本食事サービス費

食事の提供体制及び算定される基本食事サービス費の状況

(2) 入所者等が選定する特別な食事の提供を行う場合は下記の事項

- イ 入所者等が選定する特別な食事を提供できること
当該施設で毎日、又は予め定められた日に、予め希望した入所者等に対して、入所者等の自己負担により入所者等が選定する特別な食事の提供を行えること。
- ロ 入所者等が選定する特別な食事の内容及び料金
食事のメニューの一覧表、料金等

別紙様式
医療機関
担当医

科 殿

平成 年 月 日

介護老人保健施設の
所在地及び名称
電話番号
医師氏名

患 者	氏 名		男・女
	生年月日	明・大・昭 年 月 日生 (歳)	
	要介護認定 の状況	自立 要支援 要介護度 (1 2 3 4 5)	

紹介目的	(紹介後の方針に関する希望)
患者に関する 注意事項	
備 考	

- 備考 1 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
2 必要がある場合は検査の記録等を添付すること。

主訴又は病名・既往歴及び家族歴	嗜好 薬剤アレルギー
現病歴	
現症	
検査所見	
治療病歴	
現在の処方	